

柏崎市農業共済加入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えるため、農業者に対し予算の範囲内で補助金を交付することで農業共済への加入促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「農業共済」とは、新潟県農業共済組合が農業保険法（昭和22年法律第185号）の規定に基づいて行う共済事業のうち、次に掲げる事業をいう。

- (1) 農作物共済
- (2) 果樹共済
- (3) 畑作物共済

(交付手続)

第3条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 本市に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者）
- (2) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に農業共済に新規又は継続加入したものであること。ただし、新規又は継続加入が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の場合は、令和6年3月31日まで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の場合は、令和7年3月31日までに本補助金の交付申請をした者に限る。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、前条第2号に規定する期間において交付

対象者が負担した共済掛金（保険料及び賦課金）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額以内の額とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、各年度につき1回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 交付対象者が補助金の交付を申請するときは、柏崎市農業共済加入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第2号に規定する農業共済に加入したことが証明できる書類

(2) 第5条第1項に規定する共済掛金が判別できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び確定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付する場合にあっては柏崎市農業共済加入促進事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市農業共済加入促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容又は交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合におい

て、既に補助金が交付されているときは、期限を定め補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和7年5月31日までの間は、なおその効力を有する。